

平成29年広尾町議会予算審査特別委員会 第2号  
( 補 正 予 算 )

平成29年12月8日(金曜日)

開議 午前10時01分

1、委員長(前崎) ただいまから、予算審査特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本委員会は、さきに付託された議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの9件を審査します。

審査に先立ち、一般会計補正予算の事項別明細書について説明を願います。

白石総務課長。

1、総務課長(白石) それでは、一般会計補正予算(第7号)につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

初めに、明細書6ページの歳出から説明をいたします。

初めに、本補正予算の歳出におきましては、各費目に共通しまして支出の確定見込みによる整理を行っております。

また、特別会計への繰出金についても、確定見込みによるものについては説明を省略させていただきます。

それでは、そのほか主な補正内容について説明します。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費は、財源内訳の補正です。3目の財務管理費、25節積立金は、寄附金の基金への積み立てです。7目企画費、11節需用費は、説明欄01企画費の印刷製本費で広尾町150年事業記念品としてのクリアファイル作成、13節委託料も同事業にかかわる記念品としてピンバッジを製作する委託料の計上です。19節の負担金補助及び交付金は、説明欄01企画費の19節十勝圏複合事務組合負担金の追加と下段04生活交通路線確保対策事業の生活交通路線維持費補助金で、沿線市町村の負担額が増加したことによる追加補正であります。23節償還金利子及び割引料は、国の交付金を活用した起業家等支援事業にかかわる返還金の計上です。11目広尾線転換促進関連事業費、11節需用費は、鉄道記念館電気料の補正です。13目OA化推進費、13節の委託料は、番号制度対応システム改修委託料の追加で、マイナンバーデータにかかわる標準レイアウトの改版に伴いシステム改修が必要となったものでございます。

7ページ、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費は、財源内訳の補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、8節の報償費は表彰用額縁の追加、25節積立金は寄附金の基金への積み立てです。2目社会福祉施設費、11節の需用費は、老人福祉センター外壁の修繕料を追加するものです。

7ページの最下段、3目養護老人ホーム施設費、3節の職員手当等は、時間外勤務手当の計上。

次のページ、8ページの4節共済費及び7節の賃金は、臨時職員の減に伴う補正です。11節需用費は、燃料費等を計上しております。4目障害者母子福祉費、13節委託料は、説明欄のとおり番号制度の対応及び法改正に伴うシステム改修費、15節工事請負費は地域活動支援センターの誘導灯の取りかえ工事、20節扶助費は確定見込みによる整理です。6目老人福祉費は、確定見込みによる整理です。

9ページ、7目生活支援ハウス施設費は、法改正に伴う設備工事の追加です。8目後期高齢者医療費、13節委託料は、受診者の増に伴う補正、9目養育医療対策費は、事業確定による返還金の計上です。

3款2項2目の保育所費は、ひろお保育園増築工事設計委託料の追加及び証紙代の補正です。

9ページ下段、4款衛生費、1項1目の保健衛生総務費、19節の国民健康保険病院事業会計補助金は、医療機器整備にかかわる追加。

次に、10ページ、2目環境衛生費、13節委託料は、それぞれ確定見込みによる整理です。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費及び2目農業総務費は、財源内訳の補正です。

次、11ページにかけまして、3目農業振興費、19節の負担金補助及び交付金は、家畜ふん尿バイオマス導入調査事業負担金の計上、農業経営力向上支援事業補助金は、事業の採択により歳入及び歳出の同額を計上するものであります。4目畜産業費は大家畜特別支援資金利子補給補助金の計上、5目町営牧場費は確定見込みであります。6目農地費は歳入の道営土地改良事業監督委託金の確定による財源内訳の補正、7目農村環境改善センター費、11節の修繕料は、照明設備の修繕、そのほかは確定見込みによる整理であります。

次に、12ページ、2項林業費、1目林業総務費、8節の報償費は、エゾシカ等捕獲数の件数増に伴う奨励金の追加、2目林業振興費は、事業の採択に伴う工事費の追加です。

3項水産業費、1目水産業総務費は財源内訳の補正、2目水産業振興費は漁船上架施設整備事業の事業費確定による補助金の追加です。

12ページの下段、6款商工費、1項1目の商工振興費は、住宅リフォーム支援事業奨励金の追加です。

13ページ、7款土木費、1項1目土木総務費、7節賃金は、道単価の改正に伴う樋門樋管管理人賃金の追加です。13節委託料は、それぞれ確定見込みによる整理です。2目車両費は、鹿との衝突に伴う公用車修繕料の追加です。7款2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費及びその下2目道路新設改良費は、それぞれ確定見込みによる整理であります。

次に、14ページ、7款3項港湾費、2目港湾管理費、11節需用費は街路灯の電気料追加、13節委託料は、外国船係留時間の増に伴う監視業務の増による十勝港保安対策警備委託料の追加であります。

次、14ページの下段から15ページにかけまして、7款5項住宅費、1目住宅管理費及び2目公営住宅建設費は、それぞれ確定見込みによる整理であります。

9款教育費、1項2目事務局費の11節需用費は、例規集追録代の追加です。4目財産管理費、11節需用費は、スクールバス等修繕料の追加です。

15ページの下段、9款2項小学校費及び次のページ、3項中学校費は、それぞれ確定見込みによる整理です。

16ページの下段、9款5項社会教育費、1目社会教育総務費、18節備品購入費は、指定の寄附金により講座用のプロジェクターを整備するもので、19節負担金補助及び交付金は、訪問先の変更に伴う旅費の増加により、協議会交付金を追加するものであります。

17ページ、3目図書館・児童福祉会館費、18節備品購入費は、指定の寄附により図書を購入するものです。5目青少年健全育成費は、在籍児童の中途退所に伴う返還金の計上です。

17ページの下段、9款6項保健体育費、1目保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金は、補助対象件数の増に伴い、スポーツ振興助成補助金を追加するものであります。2目体育施設費は、次のページ、7節賃金で管理人の変更に伴う賃金の追加、11節需用費は勤労者体育センター体育館トイレパネルヒーターの修繕、その他確定見込みであります。3目野外活動施設費は、確定見込みによる整理。

19ページ、9款7項1目学校給食費も、確定見込みによる整理であります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費は、ラッコベツ8線の復旧工事にかかわる整理、3項文教施設災害復旧費、1目公立学校等施設災害復旧費は、広尾中学校テニスコートフェンスの修繕にかかわる整理であります。

11款1項公債費、1目の元金は、財源内訳の補正です。

20ページの12款の予備費は、予算総額の調整です。

次に、戻りまして、3ページからの歳入であります。

3ページ、11款分担金及び負担金、1項3目の農林水産業費負担金は、確定見込みによる整理。

12款使用料及び手数料、1項5目土木費使用料、1節道路使用料は高圧線工事に伴う道路占用料の追加、6目教育費使用料は確定見込みによる整理、2項手数料、3目農林水産業費手数料も確定見込みによる整理であります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備事業、障害者自立支援給付支払等システム事業、錦町団地にかかわる公営住宅整備事業等、それぞれ確定見込みによる整理であります。

次に、4ページ、14款道支出金、2項3目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の農業経営力向上支援事業補助金は歳出と同額を計上、2節林業費補助金は町有林の人工造林事業にかかわる補助金の補正です。3節水産業費補助金は、地域づくり総合交付金による漁船上架施設整備事業の確定見込みによる整理です。3項道委託金は、確定見込みによる整理。

15款財産収入、2項1目不動産売却収入は、間伐事業確定による立木売り払い収入の追加です。

4ページの下段、16款寄附金、1項2目指定寄附金、1節総務費寄附金はまちづくり整備資金として1件100万円の計上、2節民生費寄附金の社会福祉振興資金寄附金は社会福祉振興に2件11万9,000円、5ページ、3節教育費寄附金は教育振興として1件30万円の計上です。17款の繰入金は確定見込みによる整理、19款諸収入5項2目の雑入は行旅死亡人取扱費用負担金の計上です。

20款町債、1項町債は、各事業費の確定見込みに伴う整理であります。

以上、事項別明細書の歳出及び歳入の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） 以上で、説明を終わります。

お諮りします。審査の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審査を行います。

初めに、議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。まず初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

旗手委員。

1、委員（旗手） 事項別明細書の9ページです。

保育所施設の設計委託料が194万4,000円計上されておりますが、このことについて質疑をしたいと思いますが、新しい保育園の園舎ができて間もない中での増築ということが今、提起をされておりまして、それに係る委託料が計上されているのですけれども、新しい園舎ができて間もないのに、なぜ増築なのかという声も町民の中から出ております。

そこでちょっと振り返って、このことにつきましては、議員協議会もこの間、何度か行われていきますので、その中でどういう説明があったかということを改めて調べてみました。そうしましたら、平成25年5月15日に議員協議会が開かれているのですけれども、ここで保育所の統合ということで初めて説明がありました。そのときに保健福祉課長は、統合後の定員を115人に設定するというところで説明がありました。幼保一元化になっても、推計の定員115名を見込んでいると、この定員の中で十分足りるのだという説明がありました。

質疑の中で、幼保、保育時間の違いとかもありますから、今の5クラスがもっと増えるということも視野に入れた検討が必要ではないのかという議員からの質疑がありまして、それに対して当時の副町長は、提案しているのは定数115という数字であるけれども、現状でマックス最大で設計を町として予定しているのだと。ただ、150人まで子どもたちを受け入れるような、そんな施設規模を設計で考えていると。「マックス150人という数字で押さえていただいても結構でございます」という答弁がありました。

それで、そのときに議員のほうから、150人というのは初耳だと。国が行っている、そのとき国民会議というのが開かれていたのですが、2年間の協議期間を設けていると。この保育所の設計は、今年度もう少し具体的な設計計画を示すべきではないかという質問がありまして、それに対して当時の保健福祉課長は、施設は基準よりも多少ゆとりを持っていると。定員150人までの入所は可能な施設でありますけれども、ゆとりという意味で今回115人というふうに設定をさせてもらっていると、そういうふうに説明がありました。

そのときは町長もいらっしゃいまして、図面も議員に配付になっていたのですが、これは本当のたたき台だと。これから調査、設計、発注した段階で全体の配置を考えていきたいということで、この150人と判断してもらっても構わないということを認めた説明がありました。そのことと、今また定数が、子どもの数が増えているから増築をしないとしないのだという説明は矛盾する説明

ではないかなというふうに思うのですが、まずその点について説明をお願いします。

1、委員長（前崎） 佐藤保健福祉課長補佐。

1、保健福祉課長補佐（佐藤） 今、旗手委員さんが質問された経過ですが、そのとおり25年5月の議員協議会の中で、当時、平成25年の人口推計をもとに、これからの入所率を参考にしておりました。ただ、議員協議会で説明をさせていただいた施設の大きさよりも、実際に建設した各保育室の面積については、若干下がっておりますので、実際にはマックス150入ることは今の施設ではできておりません。ですので、当時、設計段階での150という数字は、現在、収容することができない状況にあります。

以上です。

1、委員長（前崎） 旗手委員。

1、委員（旗手） その議員協議会での説明というのは、それは審議の間ではありませんけれども、説明をするために議員協議会をわざわざ開いているわけですね。そこで大きな変化があったのであれば、どこかの時点で議会にもそのことを説明していただかなければ認識の相違ができてしまうと思うのですよ。115で見ているけれども、マックス115人ということでの考え方だけれども、最大150まで大丈夫なのですよと、そういう説明があって、その場に町長もいらっしゃいましたし、だけれども今お聞きしたら、25年の推計はそのとおりだったけれども、建設するときには面積を下げて建設しているから現在150人は収容できませんということなのですね。これ、どうですか。どこの段階で、議員協議会で示していたものと実際と変更したというのは、どういう理由から変更したのでしょうか。面積を下げたら150マックスということは当然、不可能になるということがわかっていたと思うのですが、その辺はわかった上でそういうことをやっていたのかどうか、もう一度経過を説明していただきたいと思います。

1、委員長（前崎） 佐藤保健福祉課長補佐。

1、保健福祉課長補佐（佐藤） 先ほどマックス150ということでしたが、実際の今の面積でいきますと、各保育室合わせて147名の収容が可能となっております。

ただし、先日の議員協議会でも説明させていただいたとおり、今後、幼保一元化することで各教室に32名ずつ収容する面積はございますが、実際に40名を超える入所の申し込みが見込まれている状況の中では、今の施設では足りないのではないかとということで、今回増築のほうを検討させていただいております。

以上です。

1、委員長（前崎） 旗手委員。

1、委員（旗手） それと、確かに今、32人で40名を超える見込みということであれば入らないということですがけれども、何か実に説明の統一性がないというか、そういうことを非常におかしいなというふうに考えます。

今年の9月12日の議員協議会のときには、町長から当時の子どもの推計等について変化がありましたということで説明を受けています。そのときに児童数、出生数は減少するという見込みだったけれども、現状は出生数の減少に一定の歯どめがかかっていると。それから、入所児童が増加して

いるので、保育室の不足ということも考えられると。それで、保育園舎の新築、保育料の軽減の施策の実行、そして働かれるお母さんが増えたということで、平成25年の試算した当時より入所率が上昇したと。4歳児、定員数を上回る受け入れを現在もしているのだという説明の後で概算設計、本体工事合わせて5,400万円、そして平成31年4月開始、認定こども園を開設したいという説明がありました。設計と本体工事合わせて5,400万円という説明があったように記憶しているのですが、今回ここで設計委託料として194万4,000円を計上するというのは、これ以前の説明とどういう関係になるのかなということを説明をいただきたいと思います。

1、委員長（前崎） 田中副町長。

1、副町長（田中） 旗手さんからのご質問であります。

ひろお保育園の増築に関しまして、まず今回補正で上げております設計の194万4,000円の関係でありますけれども、議員協議会の中で概算5,400万円というお話をさせていただきました。その内数の中の部分でありまして、増築工事の設計の部分につきましても、これから設計をするわけですから、議員協議会の中でお話しさせていただいた部分も概算ではございますけれども、今回この194万4,000円というのは、ご説明をした5,400万円の中に含まれるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、その工事の金額につきましては、今後の設計の中で具体的な数字が示されてまいりますので、この数字につきましては変動もあり得るということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、あと前段の関係でございます。佐藤補佐のほうからもお話ししましたけれども、当時、150人マックスでというお話で、今回、定員としては147人が収容可能ということでございます。その保育園の人数としては147人受けられるということなのではございますけれども、先ほども言いました個々の例えば4歳児、5歳児の今、保育室の基準面積による保育可能人数は32人となっております。それで、今後の子どもたちの推移を見ますと、来年30年、それから31年も含めて、4歳児、5歳児になりますけれども、その32人の定員を上回るということで、この上回る部分について増築をした上で4歳児、5歳児の保育室を確保して、子どもたちの安全、そういったものも確保しながら増築をしたいということでございます。決して25年の5月に議員協議会で説明をさせていただいた部分が大幅に変更になったということではなくて当時は150人程度の、全体としては受けられるのですが、個々の4歳、5歳というくくりで見れば、その教室の中におさまり切らないということが今回判明をしたということで増築をさせていただきたいということの提案でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

1、委員長（前崎） 旗手委員。

1、委員（旗手） 今の説明については、25年のときの議員協議会でも議員のほうからそういう質疑は出ているのです、そういう心配はないのかと。それに対して、いや、150で見ているから大丈夫なのだという説明がありました。そのこととは今の答弁とはかみ合わないのではないかと思います。そのことはどうですか。

1、委員長（前崎） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今のお話でありますけれども、当時もそういう150人でマックスでできるということで、それは例えば4歳児、5歳児、今、部屋の面積と基準の話をしましたけれども、4歳児、5歳児合わせて32人、32人ですから64人なのですけれども、これが例えば人数が極端に4歳児が32人を超えて多い、5歳児が32人を下回っている、そういう場合には縦割りというか、教室をうまく利用しながら、そのトータルの人数の中で保育をしていくというようなことも、当時はそういう考えでいたわけなのですけれども、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳という、そういう年ごとのクラスをつくって今やっているわけですが、そういうことを実際にやっていく中で、今後、そういった縦割りでの4歳・5歳、3歳・4歳と一緒に保育をしていくというのは、やっぱり同じ年代の中で保育をしていくということが望ましいのではないかとということで、例えば足りるのかもしれないのですけれども、4歳、5歳、その年ごとに保育をしていくということで、今回増築をさせていただきたいということのご提案でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） 旗手委員。

1、委員（旗手） それと、今回の教育行政報告の中で、ひろお幼稚園、3歳児の保育を開始するという行政報告がありました。住民要望があるから平成30年から開始をして、31年、認定こども園になったとき同時にこれを開始するという説明なのですけれども、この幼稚園の3歳児の保育を始めるということについては、まちづくり計画の中では検討するというふうに書かれているのです。ですけれども、まちづくり計画の中にはたくさんの検討事項があって、それを具体化していくときには、それなりの説明ですとか経過だとか、そういうものが知らされていたと思うのですよ。今回のこのことについては、事前に全然そういう説明もありませんでしたし、だからたまたまこの増築をするということに乗っけて急遽持ってきたと、そういう感もあるのではないかとと思うのです。違うのであれば、どういう議論があって、そしてこういうふうになったのかということも説明していただきたいと思います。

1、委員長（前崎） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 旗手委員の質問にご説明させていただきます。

認定こども園の統合のほうは、いろいろ検討した結果、31年度から開始になるということで、本来、ひろお幼稚園のほう、3歳児保育のほうを検討するということで載ってはいたのですけれども、住民からの要望もかなりあるということで、1年間ではありますけれども、認定こども園の開始が1年間延びたということで、3歳児の保育を保育所に入らないで家庭で過ごすという方が団体生活を幼稚園のほうで1年間過ごせるようにということで、1年間ですけれども、幼稚園の3歳児保育のほうを開始させていただいたという経過になっております。今、言われたように、こちらのほうの増築にというか、そういう形ではなくて、もともと要望のあった3歳児保育のほうを、1年間ですけれども、30年度開始するという経緯になりました。

1、委員長（前崎） 旗手委員。

1、委員（旗手） 私は、幼稚園の3歳児からの受け入れがだめだということでは言っているわけではないのです。子どもたちが小さいときから集団生活をする中で元気に育っていくというのは、私は自分の子どもを育てたそういう経験からしてもとても大事なことでと思っていますので、それは

それとして施策として大事なことだと思うのです。ただ、まちづくり計画の中にはたくさんの計画が盛り込まれていて、まだ実際に行われていないこともたくさんあるわけですから、それを繰り上げて実行に移していくというときには、やっぱりそれなりの説明とか、そういうものがあってもいいかなというふうに思います。

それと次に、増築をするということになりますと、今の園舎に続いているフェンスも取り壊していかないとかならないと思うのです。それから、変圧器ですか、あれも取り壊さないとかならないと。それから、道路にもかかりますよね。研修センターの前の道路もかなり高いところで舗装されている、それを取り壊すということも必要になってくると思うのですが、この移転だとか取り壊しの費用というのは、どのくらいかかるものなのでしょうか。

1、委員長（前崎） 佐藤保健福祉課長補佐。

1、保健福祉課長補佐（佐藤） ただいま予算の提出が終わったところですが、今後、設計により若干変更はあると思いますが、現状の段階としては、キュービクルの移設工事で350万円、外構工事で400万円を計上させていただいております。

以上です。

1、委員長（前崎） 旗手委員。

1、委員（旗手） 町民の中からは、新築したばかりの保育園をなぜ5,400万円もかけて増築しないとならないのかという声は随分聞かれます。

それから、今定例会でも住民負担を求める条例改正がたくさん行われています。議員協議会をわざわざ開いて説明したことの中身が変更しているのにもかかわらず、その説明というのが本当に後ろに追いやられて、そしてどんどん違った政策が進められていくというのは、これはやっぱりまずいのではないかなと思うのです。そういう意味では、やっぱり議会に提案したり説明したりということとの整合性が欠ける、そういう政策に移行するときには、きちんとそれなりの説明というものが必要ではないかと思いますが、その点について答弁をお願いいたします。

1、委員長（前崎） 田中副町長。

1、副町長（田中） 今回のこのひろお保育園の増築の関係につきまして、委員さんのほうからいろいろご指摘のあります関係であります。

平成25年5月に議員協議会でご説明をさせていただいた経過と、それから今お話ありましたいろいろなまちづくりを進めていく中で、議会とのそういった意見交換といえますか、議会への説明が不足ではないかとかのご指摘でございます。その辺につきましては、本当に私どものほうの手違いの部分もあるのかもしれませんが、議会のほうにもきちっと説明を今後もさせていただきながら、行政を進めてまいりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） <sup>おだ</sup>小田委員。

1、委員（<sup>おだ</sup>小田） 今の旗手委員の質問のやりとりを聞いていまして、副町長は縦割りにしていたら人数的にどうのこうのとかと、いろいろ読めなかった理由を言っているけれども、その読めなかった理由というよりも、何で読めなかったかということについてはやはり、謝罪しろとは言わない

けれども、ちょっと甘いも何もかもないのではないですかね。この厳しい財政の中で、2年ぐらいたって、ちょっと余裕がないのであれしますなんていうことには本来はならないのではないのですか。なるかどうか、その辺ちょっと教えてください。そして、絶対無理なわけですね、増築しなければ。ほかに手だても、検討してだめなのだとは思いますが、そのことももう一つ教えてください。

以上です。

1、委員長（前崎） 休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

佐藤保健福祉課長補佐。

1、保健福祉課長補佐（佐藤） 説明させていただきます。

議員協議会のときにも説明させていただきましたが、平成24年に作成したコーホート変化率法による推計では、29年度の人口としてゼロ歳児31名、1歳児34名、2歳児36名、3歳児38名、4歳児43名、5歳児37名の人口を見込んでおりました。それに対して29年3月末の住民基本台帳による人口では、ゼロ歳児46名、1歳児35名、2歳児52名、3歳児45名、4歳児40名、5歳児40名ということで、トータルで39名オーバーしておりました。このように、当時行いましたコーホート変化率法の推計よりも大幅に現状としては上回っている状況にあります。

以上です。

1、委員長（前崎） <sup>おだ</sup>小田委員。

1、委員（<sup>おだ</sup>小田） 何回も同じことを言いますが、結局は、大丈夫ですというふうに言っていて、今ここに来て大丈夫ではなくなったわけですね。

それで、希望者全員に入ってもらうためには現状ではどうしても無理だと、5,400万円必要だと。このことを捉えて、理由は縦割り何割りで無理だということを言っていただきましたけれども、大丈夫だと言って大丈夫でなくなったことへの変化については、これについてはどうしても想定外だとか、あるいは何か災害があったり何だかんだで不可抗力でどうしても増築しなくてはいけないという理由は持ってこられないですね。では、どんな理由がここに当てはまるかというと、やはり行政の想定するときの、単純に言うと計算といいますか、それが間違いだったというふうに捉えるしかないでしょう。そのほかの理由はありますか。何だかんだ言ったって、だって2年前にいろいろ計算して大丈夫だという計算をして、そして大丈夫だと答えたわけでしょう。そして、何回も言うけれども、不可抗力でも想定外でもない。そうした場合には、やはり行政としてどのようにしたらいいですかということを私は聞きたいのです。

今、それに、ちょっと言葉、言ってしまうとあれですけども、ちょっと腹立たしいのは、腹立たしくなっているといけないのですけれども、余りにもしゃあしゃあと理由を述べて、何か他人事のよ

うに言っているね。これ、5,400万円は人の金だからというか、町の何というか、いや、悪びれてくれなんては言わないですよ。だけれども、余りにもどの町民もどの議会もこれについては、ああ、そうですかということにはならないでしょう。なりますかね。お願いします。

1、委員長（前崎） 田中副町長。

1、副町長（田中） <sup>おだ</sup>小田委員さんからのご質問であります。

人口の推計の関係につきましては、今、担当補佐のほうから申し上げたとおりでありまして、当時推計した人口よりも、今現在、39名多いということでございます。この関係、おっしゃられるように推計が甘いということでございますけれども、私のほうもそのように感じております。行政としてあってはならないことでありますけれども、当時の推計した中では最善の推計であったというふうに思いますけれども、現実問題として、今、こういう数値が違うという部分、そして新たに増築をすることによって町民へ多大な財政負担をお願いしないとならないということでございますので、ここでおわびをしたいというふうに思います。

ただ、この関係につきまして、<sup>おだ</sup>小田委員さんのほうからもお話ありましたけれども、定員の、希望のある子どもたちを全てこの保育園で見たいということでございます。出生数の見込みに変化があったこと、そしていろいろな子育て支援を行っていく中で入所者数、入所率、こういったものも増えたということも現実問題としてありますけれども、そもそもの出生数の見込みに大きな変化があったと。それを見込めなかったということについては、私たち行政のほうの責任であるというふうに思っております。子どもたちの安全に配慮しながら、そして子育て支援として、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

1、委員長（前崎） <sup>おだ</sup>小田委員。

1、委員（<sup>おだ</sup>小田） 想定外ということにはならないと思うのだけれども、本来必要もなかった5,400万円がここで足りないということ、追加して税金を使わなくてはいけないことに対して、町側の済みませんでしたという言葉ではなくて、私は一般的にどのような責任をとるのかというふうに問い詰めたのですが、その辺についてはどうですか。

1、委員長（前崎） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほど来から担当、それから副町長のほうから説明をしているのですが、建物を建てるときに、特に保育所、そういった建てるときには、やっぱり入所率だとか、これから子どもの数がどうなるかというところを推計して建てるのです。

（「それはそうだ。十分わかる、そんなことは」の声あり）

50人生まれたら50人入る、1歳から全部入る教室をつくるわけにはいかないのです、やっぱり。やっぱり統計で、何歳児は何%の方が保育所に入ってもら。そうやって子どもの数だとか入所率だとか教室の数を決めていく。さらに今後の人口がどうなるのかというところも、やはり見通しは国が出している統計数字をもとにつくるのですね。そうやって、効率的という言葉を使ったらどうかはわかりませんが、そうやって建物の規模を決めていくというところ、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思っております。そういった意味でいい方向で推計が、子どもの数、いい

方向にはなっているのですけれども、結果的に全ての希望する子どもたちが入所できないという状況になったところであります。

最初からあと教室を2つつくっていけば、今の概算のお金をそんなに、もう少し圧縮できたというふうには思っておりますけれども、そういった面で広尾の子どもたちが希望する、できるだけ待機児童のないように、そんな政策もやっぱり打たなければなりませんので、そういった意味で、やはり住民の皆様方にご理解をいただくというところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

1、委員長（前崎） 小田<sup>おだ</sup>委員。

1、委員（小田<sup>おだ</sup>） 町長、今の説明を聞いていたって、自分たちには何も落ち度がないような形でしゃべっているように聞こえるのですね。国の数字だとか何だかかんだかと言うけれども、やはりそれは、責任を回避したい気持ちはわかるけれども、回避できないですよ、これは。

だって、自分たちの、この町のそういう施設をつくるに当たって国がどうだったかこうだったかではないでしょう。やはりちゃんと読めなかったことに対して、そして読めなくて、かつ5,400万円を別に出費しなくてはいけないということについて何ら責任も感じていないのではないかと私は思いますよ。感じているのなら感じている、ではそうしたらどうするのか。では、次回というか、こういうことに対して今後こういう形で進めるとか全くなしで、はい、足りません、お願いします、こんなふうではないですか。これは町民も議会も私は認めるべきではない。つくらなくては困るよ。だけれども、こういう形で提案されることについては、何らかの町としてのやはり責任、そして責任を感じて次回どうするか、こういう類いのことについてはああだこうだというような、そういうものがないと私は認めるわけにはいかないし、認めるべきではないと思う。

1、委員長（前崎） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） るるこの経過についてはお話をしたとおりでありまして、私もその見通しの甘さについては、個々の経過を説明申し上げましたが、その上に立ってさらに見通しが甘いというふうにご指摘を受けているわけでありまして、そのとおりだというふうに思っておりまして、責任は感じているところであります。

では、どうするのだというご質問でありますけれども、そういうことでありますけれども、広尾の子どもたちが待機児童のないように、しっかりと行政として対策を講ずる、これもやっぱり責任のとり方だというふうに思っているところであります。こういう口調で言うと、また何開き直っているのだと心では思っているのでしょうか……

（「実際そう思っているね」の声あり）

責任は十分感じているところでありまして、先ほど来から事務方から説明、そして責任を痛感しているところ、ぜひお酌み取りをいただければというふうに思っているところであります。

1、委員長（前崎） 小田<sup>おだ</sup>委員。

1、委員（小田<sup>おだ</sup>） あと、責任を感じているということでこの議会が認めるのであればそうになってしまうのかもしれないけれども、あと、このようなことが、例えば次回についても起き得ることはまずないと思うのだけれども、こんな大きな、はっきり言ってミスですよ、結果的にミスなのだから

ら、結果的にこれだけお金がかかるのだから。そのことをやっぱりきちっと踏まえて、ではどこにこの問題点があったということは、いや、国が悪いどうのこうのではないですよ、責任を感じればいいというものでもないし。

私は、このことについては大変な問題だから、町の姿勢として、いわゆる予算を上げたり何だかんだするときにこういうのを私は、ちょっと話変わりますけれども、やはりダブルチェックとか、トリプルチェックとか、そういうことが基本的には失われているのではないかと思うのです。そして、各これにかかわった、この今、2年前に建ったこの建物についてかかわった人たちは、はっきり言えますけれども、きちっと相談して、いろんな自分たちのそれぞれの意見をぶつけ合って、ぶつけなくてもいいけれども、出して、そしてやってきたのかどうかということが私は非常に心配なのです。はい、これでいいとって上任せ、担当者任せ、そんな形でなっているから、こういうところに来ているのではないか。わかりませんよ、いろんなことが考えられると思うのですよ。そのことを踏まえないで、はい、申しわけない、さようなら、これではだめですよ。5,400万円、何だと思っているのですか。そういうことをはっきり言いたい。もし、このお金があれば、ほかでもいろんなところで困っているところがいっぱいあるの。予算足りないわけでしょう。いや、これは普通は許せないですよ。きちっとした正当な理由があるのであればいいけれども、全くないと思うのです。

非常に私ものがっかりしています。そして、私も恥ずかしいと思っています。この議会でずっと認めてきていて、ちょっとそういう意味で、もう一回町の体制、各担当、そういうところでやっぱり、調査委員会とまでは言わないけれども、言ってもいいのかな、そういうことでどうしてこうなったのかについて、やはり今回の担当のセクションだけではなくて町全体として、いわゆる襟を正すとか、ちょっと言葉が見つからないですけども、そこまで私はきちっと全体として町、行政としてきちっと襟を正すといいますか、そういうことがない限り、私はこのことについては、もう認めるわけにはいかないと思うのです。認められるはずがないと思うのです。その辺も踏まえて、町長、副町長からこのことについては言っていただく必要があるし、職員たちにとっても、全員でこの5,400万円をミスしたことについて深く反省なりしろとか言わないけれども、やはりこの広尾町行政のどこかに問題があるのではないかなというふうに私は考えざるを得ないのです。そのための対応というか、そのことについてやっぱりしっかりとした姿勢なりを見せていただきたいと思います。

以上です。

1、委員長（前崎） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今回の保育所の増築に係る件につきまして、保育所、新しい保育所が開設して2年ばかりでこのように増築せざるを得ない状況になったこと、るるご説明申し上げましたけれども、結果的に増築せざるを得なくなったこと、心からおわびを申し上げるところでございます。

今、議員のほうから、事務の進め方、政策の進め方等についてご指摘がありました。今後におきましては、役場内部で政策の進め方について、しっかりとこのようなことのないように進めていきたいというふうに思っているところであります。子どもたちが保育所で健やかに成長できるような、

そんな政策をしっかりと進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、委員長（前崎） 以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第90号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第91号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第92号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第93号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第94号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第95号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第96号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを審査します。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第97号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第89号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第97号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって予算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午前11時22分